

遺骨の保管について

62. 10. 20.

20日、厚生省業務1課調査資料室より
標記について連絡越したところ

その概要以上のとおり。

1. 京都府 民田婦人部長は、
昨日 [REDACTED] にあつて指導した。

信者の遺骨返還反対については
もう大丈夫。

2. 民田 国際局長から直接 [REDACTED]
[REDACTED] に電話した。

国際局長から、本件遺骨は
故国に返すべきだ。故国の

望郷の丘に入れるべきだ"と
説得し、厚生省に返還

およう要請。

は。故国に遺骨が
返るなら、問題ないと言った。

3. 厚生省は、21日、
あってよい返事がない場合は、

さらに民団に連絡するので、
再説得を要請する旨

民団・民生局長に要請し、
同局長は、これに了解。